

知事選挙カー不正請求問題

公開質問状 - 受け取り拒否

「ひびく！」と対応に批難の声も

私達が、去る7月7日に、知事の選挙カーの不正請求問題に関連して公開質問状を提出に知事室に赴いたところ、対応に出た曾根義廣・公室長らに、「私人のときの問題」として受け取りを拒否されました。何度も受領するよう要請しましたが、頑なに拒否され、やむなく公舎に郵送しましたが、まったくひどい対応です。受け取って知事に渡すことに何の問題があるのでしょうか。理解できません。単に、受け取りたくないための拒否としか思えません。みなさんいかがでしょうか。

公開質問は、知事と指示が出ていたので、事にも責任のあることとして県民に明らかにしよう。知事の選挙カーだと指摘して、その真偽を質問した文書の不正請求の問題に関する文書だっただけに、相と知事の責任についてどう考えているのかを、受け取りたくないという本音が透けて見えます。また、質問は、水増しした額を記載している車の賃貸借契約書及び、その車を使用したことの証明書にある知事の署名が自署したものでどうか、仮に、自署していても承諾が水増しされていた問題が、レンタル会社の問題ではなく、知事から受け取るな、との

知事を推薦した政党である自民党和歌山県連が借りた車代が上乗せされていたことが分かっていことから、選挙カーや同県連がレンタルした車の種類と期間、代金などの詳細と、その裏付け資料の開示。真相究明のための外部機関を設置すべきであるがどうするのかなどを問いかけています。なお、回答は1週間以内としています。

受け取り拒否はあり得ない、ひどいなーという批難の声が当会にも寄せられています。

(関連記事4頁掲載)



小川新島山下大の各県議らに

約計224万円の返還請求

4件目の住民監査請求は5月29日に提出。これは、4名分のポスターを作成していた和歌山市内にある印刷業者と、その4名に対するものであり、同印刷業者が、同時期に行われた和歌山市議選においてもポスターを7名分作成しており、両方のポスター作成の実態を比較し、県議選でポスターを市議選の2倍の枚数を作成しているが、2倍を作成することに必要性がないなどとして、作成費の半額たる約56万円ずつ計約224万円の返還を求めています。

昨春の県議選で、小川武議員、新島雄議員、山下大輔議員及び、落選候補者1名のポスターを作成していた和歌山市内にある印刷業者は、同時期に行われた和歌山市議選でもポスターを

7名分作成していたことから、両方のポスター作成の実態を比較しました。そうすると、県議選の4名分は、公費負担される上限枚数の1240枚を上限単価の904円あるいはそれを超える単価で作成されており、市議選の7名は、上限枚数の620枚を上限単価の904円あるいはそれを下回る単価で作成されており、それぞれ上限金額約56万円かそれを下回る金額が支出されていることが分かります。

しかし、同じようなポスターを作成しているのだから2倍の作成する県議選の単価が市議選より安価になつて当然であり、ポスターを貼る掲示場数は市議選の上限枚数とどちらも同じ数であるのだから、市議選の枚数で県議選も足りるはずであつて、それ以上の作成は必要がないなどとして、市議選の上限額との差額金である各約56万円ずつの計約224万円の返還を求め

ています。これも外部監査人による監査を求めましたが無視されました。



県議選と和歌山市議選のポスター作成代比較表

県議選挙

公費限度 1,120,96 円 (限度額単価 904 円)

	候補者名	単価額	作成枚数	作成金額
1	小川 武	904	1,240	1,120,960
2	永井祐治	904	1,240	1,120,960
3	新島 雄	919	1,240	1,139,560
4	山下大輔	904	1,240	1,120,960

和歌山市議選挙

公費限度 560,480 円 (限度額単価 904 円)

	候補者名	単価額	作成枚数	作成金額
1	寒川 篤	904	620	560,480
2	寺井富士	904	620	560,480
3	中村協二	904	620	560,480
4	野嶋廣子	904	620	560,480
5	山田好雄	903	620	559,860
6	和田秀教	847	620	525,140
7	芝本和己	500	620	310,000

県議選挙ポスター作成代水増し問題

さらに2件
住民監査請求

富安藤山向井の各県議に

計約186万円の返還請求

選挙ポスター不正支出問題に関連するものとしては3件目の住民監査請求を5月22日に提出。これは、先の公開質問に、無投票だったので選挙ハガキは作成しておらず、不正ないと回答のあった3議員らに対するもので、ポスターが作成されている以上、ハガキも作成されており、ポスター作成代が明らかになった者らの代金と比較しても水増しであるといえるとして、計約186万円の返還を求めたものです。

先に実施した公開質問に対し、向井嘉久蔵議員に対する住
す。
し、無投票だったことを理由 民監査請求を5月22日に行い 請求は、選挙運動期間が僅
に不正はないと回答してきた ました。ポスターに関連する か9日間であることに鑑みれ
富安民夫議員、藤山将材議員、 同様請求としては3件目です。仮に、選挙が実施される

ことになって、告示日に発注
して、それからデザインし版
下を作成し校正して印刷が完
成した上で、宛名書きなどを
していたのでは、選挙期間中
に投函することが不可能に近
いと思料される上、公費負担
されるポスターが作成されて
いることからすれば、選挙運
動に必要なハガキも、ポスタ
ーと同時に発注されてお
り、告示日まで作成されて
いるはずであるなどとしてい

ます。

また、公開質問で実際のポ
スター作成代を明らかにした
2名の実態から、実際のポス
ター作成代が40万円を上回る
ことはないとして、選挙ハガ
キ以外にも無料提供の印刷物
が存するかもしくは、高額な
利益が上乘せされていると指
摘しています。

返還請求額は、3議員とも
上限額を請求されていますの
で、その上限額と先の40万円
との差額分に相当するとし
て、今回の3議員は選挙区が
異なり上限額もそれぞれ異な
ることから、富安議員が約72
万円、藤山議員が約63万円、
向井議員が約51万円の計約1
86万円を請求しています。
今回も個別外部監査人によ
る監査を求める申立を行いま
したが通常の監査人によつて
進められています。

知事選挙力一真の代金 約13万7千円

迫間 真の代金や水増し額などが、公開質問を提出に行かれた翌日の8日付けのマスコミに報道されていますね。

阪谷 私も読みましたよ。知事の選挙力一のレンタ

ル代が1日8925円の15日間と燃料代3940円の計13万7815円だったとして、受領金との差額の12万2285円を返納するとしていました。

井上 真の代金、メチャ安かったのですね。返納するということ約12万円の使途は。

迫間 別の車のレンタル代金に充当していた、だったですね。

阪谷 その車は、選挙で知事を推薦した政党の自由民主党和歌山県支部連合会がレンタルしていた。

畑中 そうです。その車のレンタル代金が17万100円で、その一部に充当していたとして、充当し

てなお存した残金4万7815円は自民党県連が支払っていたと言ってます。

井上 へー。そうなのですか。別の車の代金にですか。でも、自己支払分がそんなに低額だったのだから、水増しについて知らなかったとは言えないでしょうね。承知していたと見なされませんか。

畑中 充分見なされますよ。阪谷 それに、2台目の代金を選挙収支報告書にも



真のレンタル代に含められた燃料代

返納しないのは問題

記載していなかったとか。

井上 それって、違法ですよ。

畑中 記載漏れは処罰の対象です。水増しがばれないよう隠していたといえますので悪質ですよ。

井上 私思うのですが、その選挙は、汚職にまみれた木村前知事の出直し選挙だったでしょう。その選挙で仁坂知事は、清潔な県政の実現を公約としていたじゃないですか。

そのような一方で、公金にたかりといえる行為をやっていたのでしょうか。はつきり言って許し難いです。

畑中 その気持ち理解できません。知事は、公金請求の契約に誤りがあったのは、レンタル会社からの請求金額が過大であるかどうかを注意せず、そのまま契約し、選管に提出してしまっただけです。

迫間 もっともですよ。話戻りますが、真の代金の中に燃料代が含まれています。これおかしな気がします。

畑中 えっ。ほんとうですか。すごい。よく気がつきました。3940円の燃料代ですよ。これは、自動車の借入契約に基づく公費負担なのであるし、燃料は別の契約に基づいて公費負担される仕組みであることに照らすと、自動車の公費負担には燃料代が含まれないといえるでしょう。その燃料代を返納しないのは問題ですよ。

ます。しかし、自民党県連は、水増しを承知していたと見なされるのですから、これでは納得しがたいですよ。

迫間 もっともですよ。話戻りますが、真の代金の中に燃料代が含まれています。これおかしな気がします。

畑中 えっ。ほんとうですか。すごい。よく気がつきました。3940円の燃料代ですよ。これは、自動車の借入契約に基づく公費負担なのであるし、燃料は別の契約に基づいて公費負担される仕組みであることに照らすと、自動車の公費負担には燃料代が含まれないといえるでしょう。その燃料代を返納しないのは問題ですよ。

阪谷 まだそんな杜撰なことを。

畑中 とところで、知事の選挙用の車は、明らかにさ

仁坂知事選挙カー不正請求問題を問う

水増しの約十二万円は

自民党県連がレンタルした代金に充当

1650円なのです。

井上 そのような不正請求ならば、料金表と見比べれば分かることなのに、防止できなかったことも不思議ですが。

畑中 料金表に基づくべきだという認識がなく、チェックしていなかったからでしょう、選管は。

阪谷 ふーん、そうなの。しかし水増し額は、料金表との差額金より高額でしたよ。

畑中 そう。料金表よりもなお真の代金が低額だったことで、選管の責任が薄れた形になったともいえます。

阪谷 公開質問の受け取り

拒否。とんでもない目に遭いましたね。

井上 そうです。私も行きましたが、秘書室の対応はひどいものでした。頭にきましたよ。

畑中 あの対応はあり得ませんよ。

迫間 知事の責任逃れられないから、おもしろくないのでしよう、きつと。

井上 県民から直接追及されるという形は避けたいのところがいますか。

迫間 それで受け取らないのだとすれば、知事の人

間性や清さの底が窺い知れますね。

阪谷 そもそも、ですが、知事の選挙カーの請求が不正だと、分かったのはどうしてですか。

畑中 知事は、大手のレンタル会社から選挙カーをレンタルしています。そのレンタル会社との間で

知事が自署・押捺して県に提出している書類には、公費負担される上限

額の1日1万5300円の17日間計26万1000円で借りる契約がなされており、そのとおり公金が

レンタル会社に支出されています。しかしながら、

レンタル料金は自由に決められない仕組みになっていたのです。

迫間 ほー。そうなんですか。

畑中 それは、和歌山運輸支局長「告示」のレンタル業許可の条件に、規定

されているのですよ。阪谷 その告示にはどのよう

る書類なのです。また、

料金を変更すれば、遅滞なく届け出るよう規定されています。

畑中 そのようなことから基本的には料金表に基づいて営業することが必要と解されるのです。

井上 とところが料金表に基づいていなかったと。

畑中 そうなんです。知事が借りていたイプサムは、1日目が1万3650円で、以後1日毎に1万500円が料金表の価格です。17日間では18万



第15回

全国市民オンブズマン千葉大会 ご案内

オンブズが *大会テーマ チェンジさせっぺ 地方議会



みなさん、こんにちは！

全国大会は今年で15回目の節目を迎え、この夏、千葉市内で開催することになりました。全国で活動している市民オンブズマンが一堂に会し、講師による記念講演、各地の活動報告のほか、新しい分科会企画として「初めての市民オンブズマン」(入門編ABC)を開きます。また、懇親会では全国の市民オンブズマンと自由に意見交換をすることができます。初心者の方にも専門知識がある方にも、ご満足いただける内容です。大勢の皆さんの参加を実行委員一同、お待ちしております。

2008年6月

第15回全国市民オンブズマン千葉大会実行委員会

<http://www.geocities.jp/ooamicross/onbuzu628>

～～ プログラム ～～

会場: ホテルグリーンタワー千葉 TEL 043-302-1111

日時: 2008年8月30日(土)午後1時～ 参加費及び資料代 5,000円

開会、あいさつ、議会調査報告、包括外部監査 表彰

講演 新藤 宗幸

分科会 ① 談合

② 公共事業

③ 議会改革

④ 監査制度

⑤ 初めての市民オンブズマン入門編

懇親会(大会会場4F)午後6時～ 参加費 5,000円

: 2008年8月31日(日)午前9時～

分科会報告、各地からの報告、提案、決議、大会宣言、閉会

☆番外編: 活動報告会&意見交換会(千葉大会実行委員会主催)

8月31日(日)午後1時15分開場

(会場: 千葉県労働者福祉センター 主会場から徒歩5分)

午後1時30分～午後4時(4室計80人: 参加者募集中)

れた2台とは別に、レンタルした車があるのですよ。同じレンタル会社から36万675円で借りています。これは1台分の代金だと言っているようです。

井上 えー。先の2台は1台が約計13万円で、もう1台が17万円だったのでしよう。それらとは、えらく開きがあり高いですね。おかしいのと違いますか。

迫間 何か不自然ですよね。井上 このレンタル会社、知事選だけではないのでしょうか。

畑中 私が知っているだけでも、県議選、和歌山市長選、同市議選、海南市議選にも公金請求しています。それ以外の選挙でも、レンタルして上限額の公金請求しているケースがあるはずですよ。阪谷 他のレンタル会社は。畑中 他のレンタル会社で

も、上限額を請求しているのがあります。それに、上限額より低額の請求であつても、料金表と比較べれば高額請求もありまます。また、レンタルという名を冠していなくても、許可を受けて業として法人・個人がありますが、それらも料金表によらなければならぬのですよ。

迫間 そうすると、相当な数になりますね。

畑中 ええ、そうですね。それに、同じようなことが他府県でも行われているであろうことも充分推察されます。そういう意味では全国的な問題ともいえます。



井上 私達は、選挙運動費用の公費負担制度に不正が巢窟化しているといつてきました。それが本当のこととはつきりしてききましたね。

畑中 そうです。この制度が、政治家のたかり対象になつてきているからですよ。必要な実際の価格より高額な上限額の設定と、書類さえ整つていれ

ば、それ以外ノーチェックに等しい県の審査手続きとが相まって、不正が生みやすいのでは。井上 政治家には倫理がないのでしょうか。県民の人として、きちんと是正させなければ。阪谷 私達の出番と言うことですね。

岸本健県議ら

ポスター代の水増し

約五八万円を返還

迫間 是正といえば、刷り直し代を上乘せ請求していた岸本県議のポスター代について、住民監査請求していた件、請求額の全額が返還されたとか。

畑中 そうなんです。不正に上乘せしていた2回分の刷り直し代約58万円が県に返還されました。これで、請求が実現したので住民監査請求は取り下げました。1件落着です。井上 よかったですね。阪谷 畑中さんの顔を見てみると、他にも、問題が

あると言いたそうに見えますが。

畑中 そんな。どんな顔をしているのですか。でも、当たっているかも知れませんよ。忙しいから手が出ていませんが、やりたく、うずうずしている問題はあります。阪谷 でも今回はこの辺で。



当面の予定

- 7月14日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 7月15日 PM 1:45 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第5回裁判
- 7月23日 PM 6:00 ~
第2回全員会議
- 8月25日 PM 4:00 ~
編集会議
- 8月30日~31日
オンブズマン全国大会
- 9月 2日 PM 1:45 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第6回裁判
- 9月17日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 9月24日 PM 6:00 ~
第3回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

5月27日に裁判が行われました。各議員の主張が行われており、この日、12名分が提出されました。計21名分になりますが、まだまだこれからです。

なお、公明党の4元・現議員から補助参加の申立がありました。

次回は7月15日と、9月2日いずれも午後1時45分からです。7/15の内容をお伝えできるのは次号となります。

次回会員会議のご案内

日 時 7月23日(水)午後6時~
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい